

Q & A

2020年度子育て支援員研修受講者申込Q&A

(詳しくは2020年7月1日公開予定の募集要項も併せてお読みください)

| 番号 | 質問                                     | 回答   |
|----|--|--|
| 1  | 子育て支援員になると何ができますか？                     | 研修を修了し、子育て支援員として認定された方は、小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、地域の子育て支援分野などで活躍されることが期待されています。研修後の雇用先を紹介及び保証するものではありません。  |
| 2  | 和歌山県外在住ですが、受講できますか？                    | 和歌山県からの受託事業であることから、和歌山県内に住所を置く方あるいは和歌山県内に勤務・通学の方とされています。   |
| 3  | 和歌山県で修了した場合、他都道府県で子育て支援員として働くことができますか？ | 働くことができます。この研修は、厚生労働省の要綱に基づいて実施していますので、和歌山県が交付した修了証書があれば、他都道府県でも同じように子育て支援員として働くことができます。   |
| 4  | 試験はありますか？                              | 効果測定として記述式のレポート等があります。基本研修と専門研修 それぞれ効果測定に合格された方には修了証書をお渡ししています。  |
| 5  | 託児はありますか？                              | 託児をご用意しておりません。   |
| 6  | 費用はどのくらいかかりますか？                        | 基本研修の参加費用は無料ですが、専門研修では資料代の実費として1000円を研修初日に徴収します。なお、コースによっては健康診断に係る費用があります。(詳しくは募集要項をご確認ください。)  |
| 7  | 保育士の資格を持っているのですが、すべての研修を受けなければいけませんか？  | 一定の条件を満たし、必要書類を提出することで基本研修及び効果測定を省略することができます。基本研修修了者、保育士、社会福祉士の資格をお持ちの方は、希望すれば基本研修の免除が可能です。そのほか、幼稚園教諭、看護師、保健師の資格をお持ちの方で日々子どもと関わる業務に携わっている方も基本研修の免除が可能です。 |

## Q &amp; A

| 番号 | 質問                                 | 回答   |
|----|------------------------------------|--|
| 8  | 希望するコースの全カリキュラムを受講しなければ、修了できませんか？  | 修了できません。和歌山県では修了証書の交付は、全カリキュラムの受講が原則です。遅刻早退も認めておりません。ただし基本研修のみ受講修了の場合は基本研修の修了書は発行させていただきます。「子育て支援員研修」次年度に専門研修を受講してください。                  |
| 9  | 基本研修は二日間とも同じ会場で受講しないといけないですか？      | 会場にお入りいただく定員が限られています。また受講内容が日程により異なる場合があります。申込みした会場及び、受講決定書に記載のある会場で2日間の受講となります。   |
| 10 | 基本研修の受講資格の有効期限は？                   | 一度交付された修了証書に有効期限は現在設けておりません。   |
| 11 | 基本研修終了後に、分野の変更はできますか               | 変更できません。   |
| 12 | 希望開催場所定員超過の場合はどうなりますか。             | 定員超過の場合、和歌山県にて厳選なる抽選となります。先着順ではありません。申込用紙内に同じコースでの他会場へ変更を希望される方は○を記載する欄があります。超過により希望の会場で受講ができない場合定員に達していない会場に変更させていただきます、受講決定書をお送りいたします。 |
| 13 | 在職証明書、職務内容証明書は、任意の書式でいいですか？        | 任意の様式で大丈夫です。<br>但し、受講者氏名、生年月日、住所、所属先、部署等、在職期間、職務内容、事業所所在地、事業所名称、事業主名、電話番号 は記載のあるもの<br>事業の印鑑は必ず押印が必要                                      |
| 14 | 発送は普通郵便ではだめですか？                    | 郵便事故による受付不可とならないために、配達記録が残る方法での郵送（配達記録郵便・レターパックライト等）での郵送をおすすめします。郵便事故による未着・遅延は受付不可となりますので、ご自身でご判断ください。                                   |
| 15 | 申込期限が必着となってましたが、遅れて到達した場合はどうなりますか？ | 2020年度は7月1日(水)から7月14日(火)必着となっております。1日より前、及び15日以降に到達した書類は同封の返信用の封筒にてお返しいたします。   |
| 16 | 前年度和歌山県以外で受講しました。基本研修は有効ですか？       | 有効です。修了証書の写しを添付して、お申し込みください。   |

## Q &amp; A

| 番号 | 質問   | 回答  |
|----|--|---|
| 17 | 申込用紙は配布している用紙を必ず使用しないとだめですか。ホームページからダウンロードし印刷したものを利用したいです。 | 配布の募集要項の添付の申込書、また添付の申込用紙のコピー、和歌山県、和歌山信愛女子短期大学のホームページからのダウンロードし印刷した申込用紙、いずれでも可能です。                   |
| 18 | 申込用紙はどこに行くともらえますか。   | 和歌山県内の市町村役場の子育て支援関係の窓口、図書館、子育て支援拠点（子育て広場）、コミュニティセンター等で配布しています。和歌山県、和歌山信愛女子短期大学のホームページからもダウンロードできます。 |